枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書

1. 業務の目的

枚方市が実施する生活困窮者自立支援事業の支援対象者及び生活保護の申請者並びに受給者のうち、 就労が可能と判断された者(以下「支援対象者」という)に対し、就労に向けた意欲の喚起、履歴書・ 職務経歴書の作成、面接等のトレーニング、就労開始後の定着支援などの自立支援カウンセリングを実 施するとともに、求人と求職を効果的につなぐための求人開拓等の支援を併せて実施することにより、 支援対象者の状況にあわせたきめ細かな就労支援を行うことを目的とする。

2. 実施場所

枚方市指定場所

3. 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 業務実施日及び時間

(1) 実施日

原則として、月曜日から金曜日の平日週5日で、本市通常業務日(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日)とする。

(2) 実施時間

原則として9時~17時(休憩1時間、7時間勤務)とする。

ただし、支援対象者の相談・支援の状況に応じて、例外的に時間外の対応を求める場合がある。

5. 委託料の支払い

受注者は、契約単価に実施時間数を乗じた委託料を、それぞれ月毎で取りまとめて請求し、発注者は適正な請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

なお、交通費は実費支給(但し、通勤交通費は1日1,300円限度)とする。

6. 業務内容

(1) カウンセリング業務

① 就労意欲喚起のためのカウンセリング

就労意欲が低いなどの課題を抱えた支援対象者に対して、面談を通じて、また、必要に応じて職業適性判定や心理検査を実施し、支援対象者の職業適性等を判断した上で、寄り添い、励まし、信頼関係を築き、就労への課題を相互に確認しながら、就労意欲の喚起等を図るための支援を行う。

② 就労に向けた助言・支援

履歴書・職務経歴書の作成、面接等のトレーニング、支援対象者の適性・能力・条件に適合した 求人情報の提供のほか、ハローワークや関係機関、就職面接への支援対象者との同行等の支援を行 う。

③ 不採用の原因の検証及び解決方法の検討に基づく支援

求職活動で不採用であった場合に、その原因を検証し、解決方法の検討を行い、その結果をもとに求職活動意欲の減退が生じないよう支援を行う。

④ 支援対象者に対する就職決定後の職場定着支援

就職決定後、職場定着に向けた心構えを助言するとともに、1週間、2週間、1か月及び3か月 経過時を目処に支援対象者に連絡を取り、近況を確認し、職場での問題や悩みに対する助言を行う ことで就労意欲の維持を図る。

また、支援対象者が職場に定着できず退職した場合には、支援対象者の就労意欲低下を防止し、 再度、就労に向けた支援を行う。

(2) 求人開拓業務

支援対象者と就労先とのマッチングのため、近隣地域の求人情報を 把握し、支援対象者の個別の ニーズに応じた求人の開拓を行うととも に、支援対象者を雇用した企業等への助言等を行う。

2 就労に必要な対象者の援助方針については、「支援調整会議」において検討する。また、適宜、ケースワーカーと連携し、対象者の生活支援・就労支援状況(カウンセリングの効果が不十分である等、支援の継続についての検討が必要な場合も含む)について、情報共有を行う。

7. 必要経費の負担

委託業務に要する消耗品等の事務費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認め貸与するものはこの限りではない。

8. 個人情報の保護及び守秘義務

枚方市個人情報保護条例及び枚方市情報セキュリティーポリシーに基づき、個人情報の保護に関する特記仕様書の内容を遵守し、誓約書を提出すること。

9. 業務体制

(1)人員体制

本業務を行う受注者は、事務所に業務責任者、就労支援員(以下「就労支援員等」という。)を配置して業務を実施すること。

- ①業務責任者 (常勤とする)
- ②就労支援員 4名以上(業務責任者を兼ねることができる。)

ただし、就労支援員1人あたりの担当支援対象者が10人に満たない月が3か月以上継続する場合は、配置人員数について別途、市と協議すること。

なお、就労支援員として専ら6.の(2)に定める求人開拓を行う者を配置する場合には、発注者と協議の上、同意を得るものとする。

(2) 就労支援員等の職務

① 業務責任者

本業務の遂行に必要な管理業務のほか、枚方市及び関係支援機関との調整を行う。

② 就労支援員

「6.業務内容」に定める業務を行う。その他詳細については、 別紙実施要領に基づくものとする。

(3) 就労支援員等の資格

- ① 業務責任者については、生活保護受給者等に対する2年以上の支援実績を有する者とする。
- ② 就労支援員等については、次のアからウのいずれかの資格を有するか、生活保護受給者等に対する2年以上の支援実績を有する者とする。

ア キャリア・コンサルタント

イ キャリア・カウンセラー

ウ 産業カウンセラー

③ 就労支援員等の内、1名は臨床心理士又は精神保健福祉士の資格を有する者とする。

10. 就労支援員等の研修・教育

受注者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するため、就労支援員等に対し必要不可欠な知識や技術を指導・教育し習得させ資質の向上に努めるとともに、当該事業が適切かつ円滑に行われるようにすること。

11. 業務着手前の打ち合わせ

受注者は、事業着手前に、枚方市と、少なくとも5日間程度の打ち合わせを行い、従前の業務の引継ぎ等が円滑に行われるようにすること。

12. 委託期間終了に伴う引継

受注者は、本業務の委託期間が終了するとき又は委託契約が取り消されたときは、次の受注事業者が円滑に業務を遂行できるように引継ぎの援助を行うこと。

13. その他

- (1) 受注者は、職業紹介事業の許可を得ていること。
- (2) 就労支援員等が業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、契約期間の途中であっても、受注者に対して就労支援員等の交代を要求できるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、市と受注者が協議のうえ決定するものとする。

枚方市生活保護受給者等就労支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)の一部施行に伴い創設された被保護者就労支援事業及び生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)における自立相談支援事業の一環として取り組む就労支援について、厚生労働省社会・援護局保護課長通知「被保護者就労支援事業の実施について」(平成 27 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 20 号)等の関係通知に定めるもののほか、本市における事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、稼働能力を有しながら、様々な要因により就労に至っていない者に対し、個々の状況にあわせたきめ細かな就労支援を行うことにより、就労に結びつけ、 その世帯の自立の促進を図り、もって生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

- 第3条 本事業の対象となる者は、枚方市において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活保護受給者及び申請者並びに生活困窮者自立支援法に基づく支援対象者で、著しい就労阻害要因がないにもかかわらず、就労の機会を得ることができない者のうちから選定するものとする。
- 2 対象者の選定については、就労が可能と判断された者のうち、本市担当者が作成した支援対象ケース検討票(様式第1号)に基づき、協議・選定するものとする。選定した対象者については、その経過等も含め名簿上で管理を行うものとする。
- 3 本事業への参加に当たっては、事前に対象者へ本事業の趣旨を十分説明し、同意を得るものとする。

(事業の内容等)

- 第4条 本事業の内容等は、次に揚げるものとする。
- (1) カウンセリング業務
 - ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング

就労意欲が低いなどの課題を抱えた対象者に対して、面談を通じて、また、必要に 応じて職業適性判定や心理検査を実施し、対象者の職業適性等を判断した上で、寄 り添い、励まし、信頼関係を築き、就労への課題を相互に確認しながら、就労意欲

- の喚起等を図るための支援を行う。
- ② 就労に向けた助言・支援

履歴書・職務経歴書の作成、面接等のトレーニング、対象者の適性・能力・条件に 適合した求人情報の提供のほか、ハローワークや関係機関、就職面接への対象者と の同行等の支援を行う。

- ③ 不採用であった場合に、その原因を検証し、解決方法の検討を行い、その結果をもとに求職活動意欲の減退が生じないよう支援を行う。
- ④ 対象者に対する就職決定後の職場定着支援

就職決定後、職場定着に向けた心構えを助言するとともに、1週間、2週間、1か月及び3か月経過時を目処に対象者に連絡を取り、近況を確認し、職場での問題や悩みに対する助言を行うことで就労意欲の維持を図る。

また、対象者が職場に定着できず退職した場合には、対象者の就労意欲低下を防止し、再度、就労に向けた支援を行う。

(2) 求人開拓業務

対象者と就労先とのマッチングのため、近隣地域の求人情報を把握し、対象者の個別のニーズに応じた求人の開拓を行うともに、対象者を雇用した企業等への助言等を行う。

- 2 就労に必要な対象者の援助方針については、「支援調整会議」において検討する。また、適宜、ケースワーカーと連携し、対象者の生活支援・就労支援状況(カウンセリングの効果が不十分である等、支援の継続についての検討が必要な場合も含む)について、情報共有を行う。
- 3 本事業の効果的な運営を図るため、その業務の一部又は全部を委託することができるものとする。

(事業報告)

- 第5条 前条第3項の規定により業務を受託した者は、この事業における個々の支援活動状況について、次のとおり枚方市福祉事務所長に報告するものとする。
 - (1) 対象者に支援を行ったときは、支援状況記録票(様式第2号)により支援内容を まとめ、翌月末日までに報告するものとする。なお、カウンセリングの効果が不十分 である等、支援の継続についての検討が必要な対象者については支援状況確認票(様 式第3号)により報告するものとする。
 - (2) 支援の結果、就労が実現した場合は、就職決定版支援状況記録票(様式第4号)

にて報告するのもとする。

- (3)毎月の支援内容については、自立支援状況報告書(様式第5号)により支援内容をまとめ、翌月末日までに報告するものとする。
- 第6条 事業の実施に際しては枚方市及び関係支援機関との連携、調整に努めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。